

# 地域間連系線利用ルール等に関する検討会

## 経過措置の在り方について

平成28年11月4日

地域間連系線の利用ルール等に関する検討会事務局

電力広域的運営推進機関  
日本卸電力取引所

## 1. 既存契約期間中の経過措置を主張

### 【東京電力】

経過措置の内容： 混雑費用が全額還元されること

期間： 既存契約期間中(既存電源の存続中)

## 2. 投資回収に配慮した経過措置を主張

### 【中部電力】

10年で投資回収できない新しい電源については、先着優先の制度を前提に投資しているため、一定期間(例：15年)まで経過措置を認める、という考え方もあるか。

### 【JXエネルギー】

現行登録期間内に投資回収期間満了に至らない設備もあり、これらについては投資期間満了までの猶予を希望する。

## 3. 既存の連系線利用登録期間(最長10年間)に配慮した経過措置を主張

### 【電源開発】

既に利用登録されている平成38年3月までを考慮。

### 【中部電力】

現状、登録している第10年度までの連系線利用計画については、供給計画等の事業計画に織り込んでいるため、経過措置にご配慮いただきたい。

### 【JXエネルギー】

連系線確保を契機に発電所の建設および大規模修繕を行い、また、小売り進出、各種システム構築を行ってきた経緯もあり、現在の利用登録期間内は現行ルールのまま猶予をいただきたい。

### 【関西電力】

一律の期間を設定する場合には、例えば連系線利用計画において既に利用登録されている期間(最長H38.3末まで)が一つの目安となると考える。

## 4. その他(経過措置は不要等)

### 【丸紅新電力】

(新ルールは、)早期の導入が望ましい。

経過措置を導入する場合には、FT Rを導入するまでの準備期間が妥当。

### 【日本風力開発】

特段の経過措置は必要としていない。

### 【SBエナジー】

特段の経過措置は不要。

		概要・ポイント	
経過措置は必要	形式要件に 応じて設定	【案1】 相対契約が存続する 限り	○相対契約の存続期間に応じて経過措置を付与すれば、両事業者の収支に影響を与えずに差金決済契約に移行が可能との主張。 <b>⇒相対契約への影響を重視した経過措置</b>
	時限措置として 設定	【案2】電源投資回収 期間(法定耐用年数 (15年)等)	○電源の投資回収期間に応じて経過措置を付与すれば、電源の運用計画等を変更せず、投資回収が可能との主張。 <b>⇒投資回収への影響を重視した経過措置</b>
		【案3】 10年	○現行ルールに基づき、既に最大10年間の連系線利用登録を行い、供給計画等でもこれを前提とした計画を提出しているなど、これを織り込んで事業計画を立ててきた経緯があるため、これを維持すべきとの主張。 <b>⇒投資回収も含む事業計画への影響を重視した経過措置</b>
経過措置 は不要		【案4】 0年	○施行準備に一定の期間を要するとすれば、その期間を経過措置期間ととらえれば十分ではないかとの主張。 <b>⇒公平性の確保を重視した経過措置</b>

# 経過措置に係る様々な御指摘に対し、どのように考えるべきか。

○経過措置の在り方について、以下のとおり、様々な御指摘を頂いたところ、それぞれ、どのように考えるべきか。

- I. 電源の投資回収を確実にできるような経過措置期間が必要ではないか . . . . . P 5
  - (I - 1) 個別事案に応じて、本当に必要な事業者に対し、経過措置を付与すべきではないか . . . . . P 7
  - (I - 2) 最近利用登録したばかりである事業者への配慮が必要ではないか . . . . . P 8
  - (I - 3) 自己託送で利用している事業者への配慮が必要ではないか . . . . . P 9
  - (I - 4) 現行ルールの下で投資を行った事業者の事業計画への配慮として、投資期間満了まで、経過措置が必要ではないか . . . . . P 10
  - (I - 5) 経過措置の対象は発電と小売の双方であるべきではないか . . . . . P 16
  - (I - 6) 今後、新規電源投資が進まなくなるのではないかと . . . . . P 19
- II. 金銭的リスクを原契約と同等とする観点から、相対契約が存続するかぎり、経過措置が必要ではないか . . . . . P 20
- III. 経過措置は不要ではないか . . . . . P 21

# I. 「電源の投資回収を確実にできるような経過措置期間が必要ではないか」 との御指摘について①

## 1. 間接オークションの導入により、既存事業者にとっては、確実に電源の投資回収に影響が及ぶため、このような意見が述べられることは当然。

- (1)電源投資の観点からは、本年4月の電源紐付けの廃止や、FIT制度の導入に伴う再エネの急増など、電源の投資回収に影響の及ぶ制度変更が行われてきた。とりわけ、電源紐付けの廃止は、電源が全く稼働できなくなってしまう可能性をも生じさせるものであり、電源の投資回収には極めて大きな影響が及んだと考えられる。
- (2)これらの環境変化に加えて、新たに間接オークションを導入することにより、事業者は、上記(1)ほどではないにせよ、市場間値差が発生する場合、値差に相当する負担を負わねばならなくなる。
- (3)とりわけ、大きな市場間値差が発生することが見込まれるエリア間の取引を行っている事業者や、起動停止、燃料調達、他の経済活動の状況その他の様々な事情により、マストラン的な運転を行わなければならない電源を運用する事業者にとっては、大きな金銭的な負担が発生し、電源の投資回収に影響が及ぶと考えられるため、上記のような意見が述べられることは当然と考えられる。

## 2. しかしながら、電源の投資回収を完全に担保する措置を講じようとするれば、様々な事情に応じた経過措置の設定が必要となるが、このような設定は現実的に困難。

- (1)しかしながら、上記1の状況を前提としても、電源や燃種ごとに技術的性能や投資回収期間は異なり、事業者ごとに燃料調達の状況や他の経済活動との関係も異なり、更には、電気の卸売に係る相対契約の内容も、契約ごとに異なると考えられる。
- (2)このため、個別事情に応じて電源の投資回収を担保する経過措置を設定することは、現実的に困難と考えられる。

## 3. また、「中間とりまとめ」の整理のとおり、現行ルールは、公平性・公正性の問題があることが明らかであり、電源が存続する限り、経過措置を付与し続けることも適切とはいえない。

- (1)また、本年4月から、電源紐付けが廃止となり、自由に電源の差し替えができるようになったことを踏まえれば、公平性・公正性の観点から、現行ルールの見直しが必要である点は、「中間とりまとめ」の整理のとおり。
- (2)それにもかかわらず、電源が存続する限り経過措置を付与し続けることも適切ではない(例えば、既存の連系線利用登録者が、経過措置を受けるために老朽電源を維持し続け、電源を差し替えて利益を得ることも可能となってしまう。)
- (3)このため、電源が存続する限り、経過措置を付与し続けることも適切とはいえない。

## I.「電源の投資回収を確実にできるような経過措置期間が必要ではないか」との御指摘について②

### 4. 容量メカニズムが導入されれば、いずれにしても、確実に投資回収の見通しに影響が及ぶところ、この時点で、経過措置の在り方については、抜本的な見直しが必要。

- (1) 翻って、中長期的な供給力の確保等の観点からは、国において、容量メカニズムに関する議論が行われているところ。容量メカニズムが導入されれば、投資回収の見通しに影響が及ぶことが確実。
- (2) このため、事業者は、いずれにしても、容量メカニズムの導入時点で、その事業計画や相対契約の見直しが必要になると考えられる。
- (3) また、連系線利用ルールにおいて、投資回収に配慮する観点から経過措置を設けることとした場合であっても、容量メカニズムにおいて、中長期的な供給力を確保するための仕組みが設けられることとなれば、投資回収の観点からは、結果として、同じ効果をもたらす可能性がある。
- (4) このため、容量メカニズムの具体的な仕組みが明らかとなった時点で、経過措置の在り方については、抜本的な見直しが必要になると考えられるのではないかと。

○電源の投資回収の観点から、経過措置を設定するとしても、一定期間の時限的措置として設定すべきでないか。

○また、経過措置の在り方については、容量メカニズムの具体的な仕組みが明らかとなった時点で、抜本的な見直しが必要ではないか。

## (I-1)「個別事案に応じて、本当に必要な事業者に対し、経過措置を付与すべきではないか」との御指摘について

### 1. 様々な事情に応じた経過措置の設定が必要となるが、このような設定は現実的に困難と考えられる。

- (1) 上述のとおり、間接オークションの導入により、大きな市場間値差が発生することが見込まれるエリア間の取引を行っている事業者や、起動停止、燃料調達、他の経済活動の状況その他の様々な事情により、マストラン的な運転を行わなければならない電源を運用する事業者にとっては、大きな金銭的な負担が発生し、電源の投資回収に影響が及ぶと考えられる。
- (2) しかしながら、電源や燃種ごとに技術的性能や投資回収期間は異なり、事業者ごとに燃料調達の状況や他の経済活動との関係も異なり、更には、電気の卸売に係る相対契約の内容も、契約ごとに異なると考えられる。
- (3) このため、個別事情に応じて電源の投資回収を担保する経過措置を設定することは、現実的に困難と考えられる。

### 2. 対外的にも納得性の低い仕組みとなる。

- (1) また、御指摘のような運用を行うとすれば、個別事業者ごとの情報は明らかにできないため、当機関の裁量が働く余地が含まれざるを得ず、当機関が中立機関であるとはいえ、対外的に納得性の低い仕組みとなってしまう。

### 3. 何らかの基準を定めたとしても、結局、上記の課題を払しょくできるとは考え難い。

- (1) 上記の課題を克服するためには、経過措置の付与に関する基準を予め明らかにしておくという手法も考えられる。
- (2) しかしながら、このような基準を検討するには、どのような個別事情があるのかを調査・把握する必要があり、検討に相当の時間を要すると考えられる。
- (3) また、個別案件ごとに様々な事情があると考えられるところ、どのような事業者が本当に困っており、どのような事業者は本当は困っていないのかを一律の基準で割り切ることは困難であると考えられる。
- (4) さらに、この基準に従って判断を行うとしても、結局、裁量の余地を完全に排除することは困難と考えられ、上記の掲げる課題を払しょくできるとは考え難い。

○個別事案に応じて経過措置期間を設定することは、適切ではないのではないかと。

## ( I - 2 ) 「最近利用登録したばかりである事業者への配慮が必要ではないか」 との御指摘について

### 1. 最近利用登録したばかりの事業者は、先着優先の下では後位に順位付けられるのに対し、間接オークションへの見直しにより、連系線を利用できる蓋然性は、むしろ高まると考えられる。

- (1)最近利用登録したばかりの電源は、現行ルールに基づく運用期間が短く、そのメリットを十分に享受していないため、より長期の措置が必要であるとの主張は、首肯すべき部分もある。
- (2)しかしながら、これらの電源は、先着優先の下では、後位の順位付けとなるため、連系線の作業停止時や故障時には、真っ先に混雑処理を受けることとなる。
- (3)他方、これらの最新の技術を用いることにより、他の電源と比較して、熱効率が高い等、相対的に競争力が高いと判断されたため、投資が行われたと考えられるため、間接オークション導入後は、連系線を利用できる蓋然性は、従来より高まると考えられる(⇒P15参照)。

### 2. 一方、昔から利用登録がなされていた事業者は、先着優先の下では優位に位置付けられるのに対し、間接オークションへの見直しにより、連系線を利用できる蓋然性が低下するため、経過措置が必要と考えられる。

- (1)昔から利用登録がなされていた電源は、長きにわたり、値差リスクを負うことなく連系線を活用し、投資回収を行ってきた経緯があるため、このような電源は、相対的に短い経過措置で十分であるとの主張にも、首肯すべき部分がある。
- (2)しかしながら、これらの電源は、相対的に競争力が低いため、間接オークションの下では稼働率が低下する上、値差の負担まで強いられる場合には、その維持が困難となるおそれがあることから、経過措置が必要とも考えられる。

### 3. また、これから連系線を利用しようと考えている電源との間で公平性・公正性が確保できないと考えられる。

- (1)これから、連系線を利用しようと考えている電源は、値差に相当する負担を負って、事業を行わなければならないこととなる。
- (2)それにもかかわらず、1年早く投資の意思決定を行ったことをもって、特別な経過措置を設けることとなれば、これから参入しようとする電源との間で、公平性・公正性を損なうことになる。

○利用登録のタイミングに応じて、経過措置期間を設定することは適切ではないのではないか。



# ( I - 3)「自己託送で利用している事業者への配慮が必要ではないか」 との御指摘について

**1. 電気工学的には、あるエリアから他エリアに送電するという事象は、自己託送であるか否かに関わらず、全く等価なもの。**

**2. 自己託送であるため、電源の差し替えを行わないことは、電力システム全体にとって望ましくない。**

- (1) 発電事業者は、相対的に、自社電源より限界費用の安い電源があれば、自社電源を抑制し、限界費用の安い電源を調達する(電源の差し替えを行う)ことが、経済合理的な行動。
- (2) 我が国では、市場は日本全国をエリアとする市場であるため、個々の発電事業者が、上記のような経済合理的な選択することによって広域メリットオーダーが実現し、小売事業者に均てんされ、ひいては、電力システム改革の目的の一つである「電気料金の最大限抑制」へとつながることが期待される。
- (3) **自己託送であることを理由に、相対的に自社電源より限界費用の安い電源があるにもかかわらず、自社電源を稼働し続けることは、一般的に、発電事業者にとって経済合理的でなく、電力システム全体にとっても望ましくない。**
- (4) 日本風力開発により示された以下の試算においても、自社電源を、他の電源に差し替えることが当然に含まれている。

**【参考】 日本風力開発提出資料**

「限られた電力需要と地域間連系線の能力において、電気利用の選択肢や企業の事業機会の拡大をできる環境を形成するには、特定の事業者が連系線の利用を長期に占めたり、予約をすることは原則避けるべきである。」

**発電限界費用の差分(経済的效果)の試算結果** 13

一定の仮定のもとで、仮に広域メリットオーダーに従った電源稼働がなされ、卸市場の活性化、更に東日本を中心に発生する市場分断が全て解消すると合計で1,700億円/年程度の経済効果が見込まれるとの結果となった

シナリオ		年間効果額
出力 オーダー	連系線 制約	年間の発電限界 費用の削減効果
1 系統内	有り	広域メリット オーダーの効果 約1,100億円 (約12億kWh)
	無し	連系線制約解除による追加効果 約600億円 (約7億kWh)
2 広域		合計効果 約1,700億円 (約19億kWh)

連系線別の市場分断発生頻度

- 中国北陸間 連系線 約5%
- 北陸関西間 連系線 約35%
- 関西中国間 連系線 0%
- 中国九州間 連系線 約5%
- 中国四国間 連系線 約5%
- 北陸東北間 連系線 約85%
- 東北東海間 連系線 約20%
- 東京中部間 連系線(FC) 約70%
- 関西四国間 連系線 0%
- 中部関西間 連系線 約5%

本試算は、いずれも一定の仮定に基づくものであり、今後の電源構成、実運用上や技術面の制約、前提条件によって、発電効果の程度は変わるものであるため、今後の検討における一つの材料としてのみ取り扱うことが適当であり、一概にこれらの効果の発現を示すものではない旨留意が必要。また、連系線制約を解消する場合は、連系線設備増強の投資費用を考慮する必要がある。

○自己託送での利用に配慮することは不適切と考えられる。

(I-4)「現行ルールの下で投資を行った事業者の事業計画への配慮として、投資期間満了まで、経過措置が必要ではないか」との御指摘について①

**1. 投資予見性に影響を及ぼす制度変更がある場合であっても、直ちに経過措置が必要とはいえない。**

(1) 本年4月、以下のように、発電事業者の投資予見性に対して、プラス面、マイナス面の両面で、極めて大きな影響を及ぼす制度変更があった。このため、この時点で、発電事業者は、電源運用計画や、資金計画を大きく見直す必要があったと考えられる。

インバランス制度の見直し (⇒P12)	◆発電事業者は、電源脱落が発生した場合、 ・従来制度上、ペナルティ性の高いインバランス料金を支払う(小売事業者に対する補償を行う。)必要があったところ、 ・見直しにより、ペナルティ性の低い料金を支払えばよいこととなった。	○
	◆発電事業者は、電源脱落が発生した場合、 ・従来制度上、インバランス料金は、固定単価であったところ、 ・見直しにより、インバランス料金が市場価格連動となった。	×
同時同量制度の見直しに伴う電源紐付けの廃止 (⇒P13)	◆発電事業者は、 ・従来制度上、将来にわたって、固定的に電源の稼働を行わざるを得なかったが、 ・見直しにより、 ①電源差し替えを行うことにより、より大きな利益を追求することができるようになった。 ②また、他の小売への販売機会を得るチャンスが生じた。 ③さらに、電源の作業停止時であっても、電気を送ることができるようになった。 ◆とりわけ、③のメリットは、自己託送の場合であって、マストラン電源を運用する場合にも享受できるもの。	○
	◆発電事業者は、 ・従来制度上、将来にわたって、相当に長期間の電源の稼働を予見できたが、 ・見直しにより、小売事業者によって、契約を切り替えられてしまうリスクが生じた。	×

(2) これらの制度の見直しに当たっては、特段の経過措置が講ぜられなかったが、発電事業者は、何らかの形で、これらの影響を織り込み、現在に至っていると考えられる。

(3) したがって、投資予見性に影響を及ぼす制度変更があるため、直ちに経過措置が必要であるという主張は、必ずしも正当とはいえず、まして、投資期間満了までの経過措置が必要であるとはいえないと考えられる。

(4) なお、市場間値差については、その負担が見えやすく、「中間とりまとめ」においても論点として挙げたため、指摘が上がっているが、同時同量制の見直しに伴う電源紐付けの廃止に関しては、投資回収の観点から、極めて大きな影響を及ぼす変更であったにもかかわらず、指摘がなかった点をどのように考えるか。

(I-4)「現行ルールの下で投資を行った事業者の事業計画への配慮として、投資期間満了まで、経過措置が必要ではないか」との御指摘について②

**2. 間接オークションの導入に伴うマイナスの側面だけを評価して、投資期間満了まで経過措置が必要との主張は正当であるとはいえない。**

(1)間接オークションの導入に関しても、以下のようなプラスの側面、マイナスの側面が考えられる。

間接 オーク ション の導入	◆発電事業者は、 ・従来制度上、値差が発生する場合であっても無償で連系線を利用することができる場所、 ・見直しにより、市場間値差が発生した場合、値差を負担する、又は、これをヘッジするための間接的送電権等 (⇒P14)を購入するための費用が必要となる。	×
	◆発電事業者は、差金決済契約の締結により、前頁に掲げたメリット(電源紐付けの廃止)をより享受しやすくなる。	○
	◆発電事業者は、 ・従来制度上、連系線の作業停止時等に、タイムスタンプが後着であるために、混雑処理を受けるリスクが高かったが、 ・見直しにより、競争上優位な電源であれば、混雑処理を受けるリスクが減少する。(⇒P15)	○

(2)このような中、間接オークションの導入に伴うマイナスの影響のみに着目し、投資期間満了まで、経過措置を付与することとすれば、却って、現行制度以上に不公平・不公正な状態を拡大してしまうおそれがあると考えられる。

(3)このため、そのマイナスの側面だけを評価して、投資期間満了まで、経過措置が必要であるという主張は、正当とはいえないと考えられる。

○投資期間満了まで、経過措置期間が必要とまではいえないのではないか。

【従来】

平成26年7月のインバランス料金の例

(円/kWh)

	変動範囲内 インバランス 料金(※)	変動範囲外 インバランス 料金(夏季昼間)	変動範囲外 インバランス 料金(その他季昼間)
北海道	13.45	41.95	41.95
東北	14.83	44.69	42.77
東京	17.96	55.73	49.55
中部	15.72	52.98	45.94
北陸	10.73	38.99	30.57
関西	14.97	52.44	41.23
中国	12.47	42.35	33.91
四国	13.35	49.47	37.89
九州	13.43	50.23	37.44
沖縄	16.00	53.30	46.84

(※)3%以内



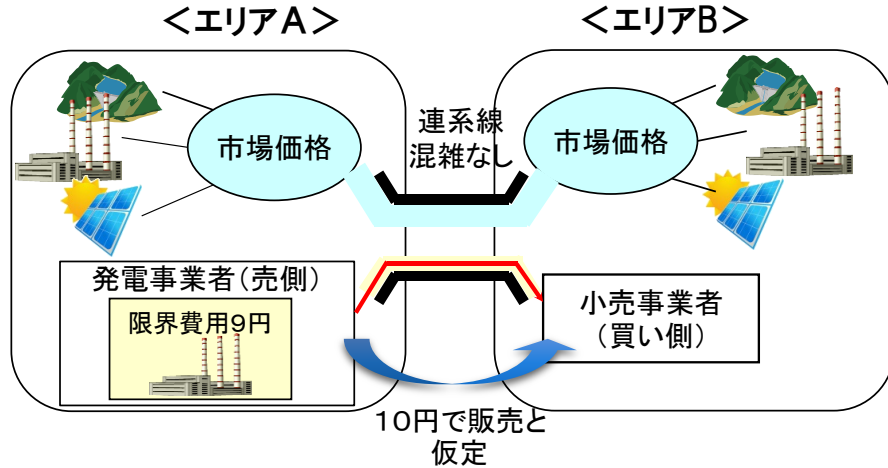
【本年4月以降】

平成28年4月のインバランス料金の例

(円/kWh)

	最安値	最高値
北海道	4.46	18.57
東北	4.42	18.52
東京	7.57	21.68
中部	6.62	20.73
北陸	0.52	14.62
関西	6.72	20.82
中国	4.08	18.19
四国	2.83	16.93
九州	6.39	20.50
沖縄	3.68	17.79

【従来】



(発電事業者の収入)  
 $10\text{円}/\text{kW} \times 10\text{万kW} \times 8760\text{h} \times 15\text{年} = 1,314\text{億円}$

(発電事業者の支出)  
 $9\text{円}/\text{kW} \times 10\text{万kW} \times 8760\text{h} \times 15\text{年} = 1,182.6\text{億円}$

(発電事業者の利益)  
 $1,314\text{億円} - 1,182.6\text{億円} = \mathbf{131.4\text{億円}}$

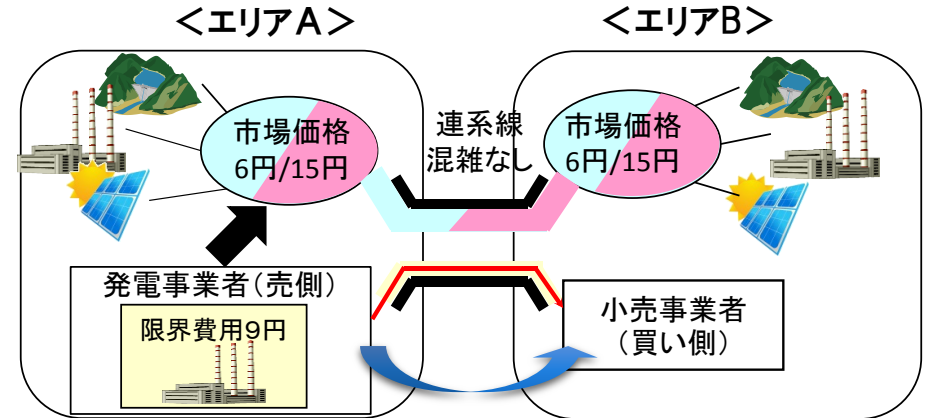
【本年4月以降の例②】

発電事業者が、小売事業者との間で、  
 電源を稼働させられないことも考えられる。

(小売事業者が発電量調整契約を締結し、複数の発電事業者  
 との間でBGを形成している場合等)

【本年4月以降の例①】

発電事業者が発電量調整契約を締結し、相対  
 契約を継続できれば、以下のように、市場価格  
 に応じて、電源の差し替えを行うことが可能。



(発電事業者の収入)  
 《市場への売却益》  
 $15\text{円}/\text{kWh} \times 10\text{万kW} \times 4380\text{h} \times 15\text{年} = 985.5\text{億円}$   
 《差金決済契約に基づく収入》  
 $(10-6)\text{円}/\text{kWh} \times 10\text{万kW} \times 4380\text{h} \times 15\text{年} = 262.8\text{億円}$

(発電事業者の支出)  
 《電源の限界費用》  
 $9\text{円}/\text{kWh} \times 10\text{万kW} \times 4380\text{h} \times 15\text{年} = 591.3\text{億円}$   
 《差金決済契約に基づく支出》  
 $(15-10)\text{円}/\text{kWh} \times 10\text{万kW} \times 4380\text{h} \times 15\text{年} = 328.5\text{億円}$

(発電事業者の利益)  
 $(985.5+262.8)\text{億円} - (591.3+328.5)\text{億円} = \mathbf{328.5\text{億円}}$

- (1) PJMでは、FTR(Financial Transmission Right。金融的送電権)が、ノード間の値差をヘッジするための商品として発行されているが、この用語が分かりにくいという指摘がある。
- (2) 実際、我が国においても、その商品設計によっては、金融的な権利として位置付けることも考えられるが、連系線の実利用に着目した権利、地位、契約又は措置として位置付けることも考えられる。
- (3) このため、現時点、詳細検討中であり、必ずしも金融的な権利として決め打ちすることは適当ではないことから、今後、本検討会では、市場間値差に対応するための権利、地位、契約又は措置のことを総称して「間接的送電権等」と呼ぶこととし、引き続き詳細検討を行うものとする。

### 【参考】諸外国における同様の権利等の名称

PJM(米国東部):金融的送電権(FTR:Financial Transmission Right)

ISO-NE(米国北東部):金融的送電権(FTR:Financial Transmission Right)

MISO(米国中西部):金融的送電権(FTR:Financial Transmission Right)

NYISO(米国ニューヨーク州):送電混雑契約(TCC:Transmission Congestion Contract)

ERCOT(米国テキサス州):混雑収益権(CRR:Congestion Revenue Right)

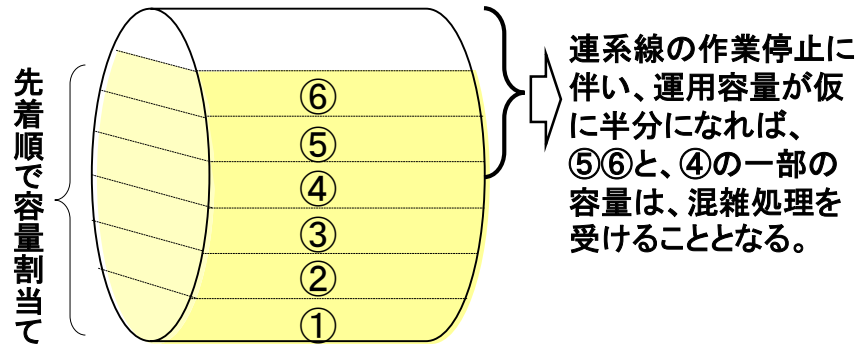
CAISO(米国カリフォルニア州):混雑収益権(CRR:Congestion Revenue Right)

SPP(米国南東部):送電混雑権(TCR:Transmission Congestion Right)

RTE-Elia-TenneT(フランス-ベルギー-オランダ):金融的送電権(FTR:Financial Transmission Right)

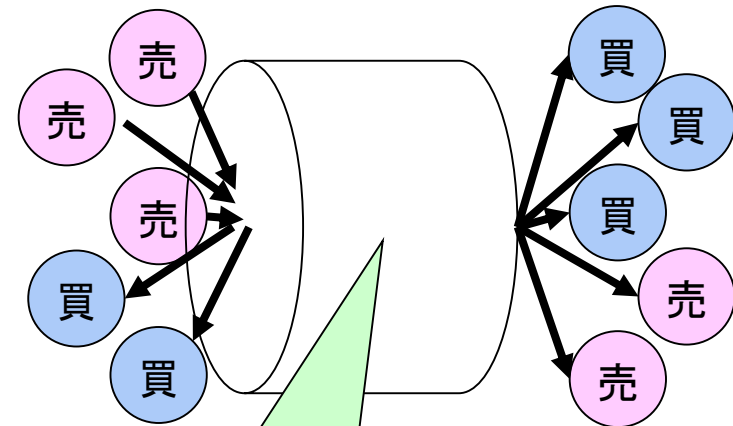
OMIP(スペイン-ポルトガル):金融的送電権(FTR:Financial Transmission Right)

【現行ルール】



- 連系線は、定期的に、メンテナンスのための停止が必要。
- この際、2回線の連系線のうち、1回線を停止すれば、運用容量は半分となる。
- 一般的に、新規参入者は、後着の順位の容量登録を確保していることが考えられる。

【間接オークション導入後】

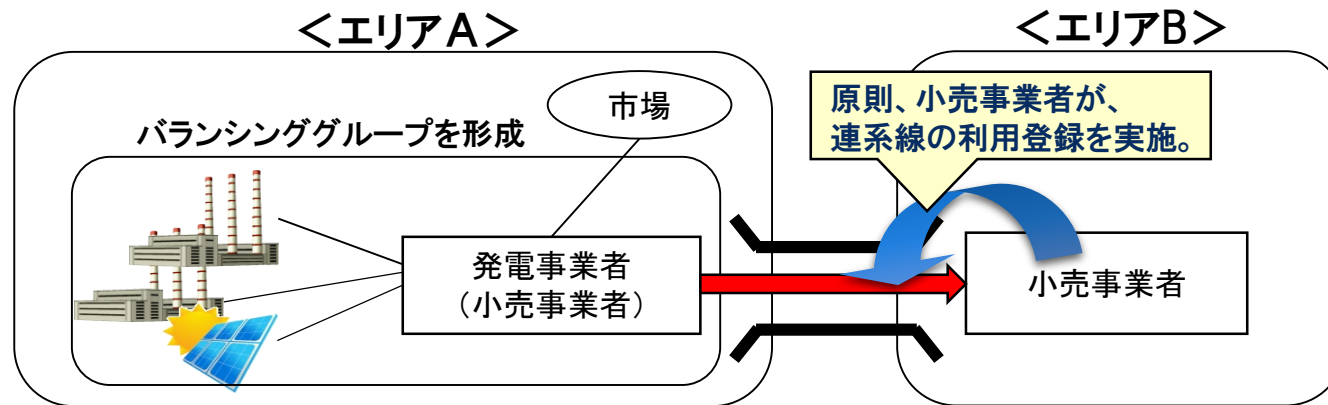


- 一般的に、新規参入者は、先着の順位を持つ電源と比較して、価格競争力が高いと考えられる。
- このため、連系線の作業停止に伴い、連系線の運用容量が半分となったとしても、間接オークションの下、連系線を利用できる蓋然性は、現行ルールより高まることも考えられる

## (I-5)「経過措置の対象は発電と小売の双方であるべきではないか」 との御指摘について①

### 1. 多様な事業者や契約が存在する中、どの事業者に経過措置を付与すべきかを定めることは困難。

- (1) 本年4月、電源差し替えが自由になったことに伴い、発電事業者や小売事業者は、複数の電源や市場等を組み合わせて連系線を利用しているケースが想定される。
- (2) このようなケースにおいては、それぞれの契約も個別事案に応じて異なると考えられる中、御指摘のような運用を行おうとしても、どの事業者にどれだけの経過措置を付与すべきかを定めることは困難であると考えられる。



### 2. 現行ルール上の権利又は地位の見直しに際しての経過措置であるため、制度上、経過措置の対象として、現に連系線の利用登録を行っている小売事業者以外を観念することは困難。

- (1) また、現行ルールにおいて、連系線の利用登録を行うのは、原則(※)、小売事業者である。
- (2) このため、新たなルールへの見直しに当たり、経過措置として何らかの権利又は地位を付与するとすれば、原則、小売事業者以外を観念することは、制度上の観点からは困難と考えられる。

(※) 例外として、供給先未定の段階で、発電事業者が登録を行っている場合がある。この場合であっても、空押さえを防ぐ観点から、実需給の2年前のタイミングで、供給先となる小売事業者に対して、当該登録を承継する仕組み。



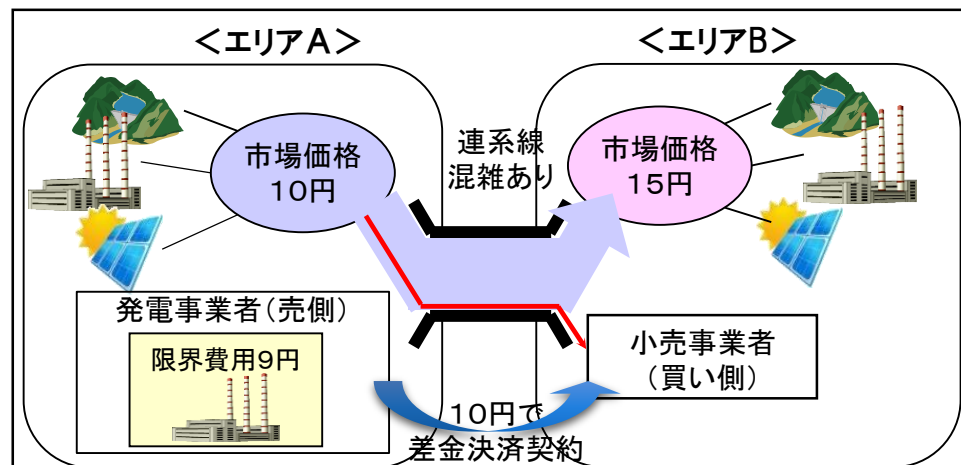
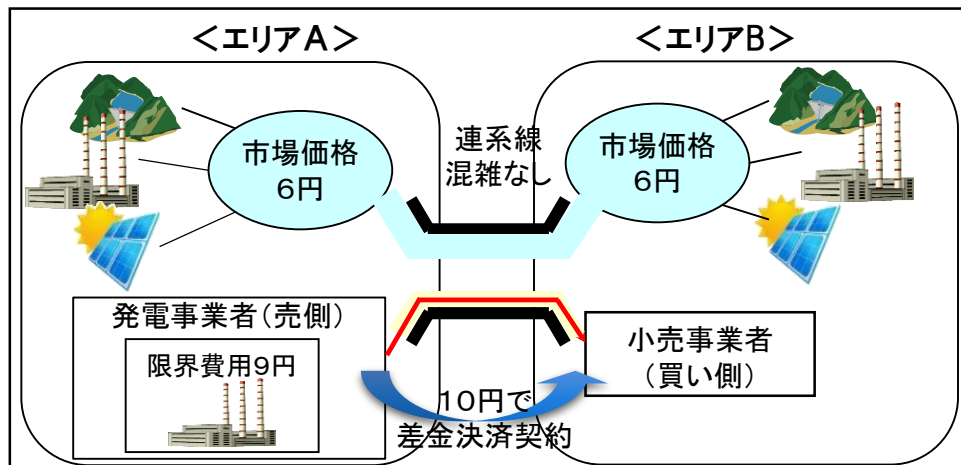
# ( I - 5)「経過措置の対象は発電と小売の双方であるべきではないか」 との御指摘について②

## 3. 一方、差金決済契約に基づき、電源の差し替えを行うことにより、差益を獲得できるのは発電事業者。

(1)一方、差金決済契約に基づき、電源差し替えによって、**差益を得ることができるのは発電事業者**である。

(2)このため、小売業者に経過措置を付与することとすれば、

- ・**発電事業者**は、電源差し替えに伴い、**差益を得ることができ**、
- ・**小売事業者**は、経過措置に基づき、JEPXより、**補填を受け取ることができることとなる**。



**それぞれが獲得できる  
追加収益を、相互に配  
分するための協議が必  
要と考えられる。**

○上図のような状況では、発電事業者が限界費用で応札を行うことにより、従来の相対契約と比較して、**発電事業者が、差益を獲得可能**。

○値差は発生していないため、小売事業者が経過措置対象となったとしても、**小売事業者が、JEPXから補填を受け取ることはない**。

○上図のような状況では、発電事業者が限界費用で応札を行うことにより、従来の相対契約と比較して、**発電事業者が、差益を得ることはない**。

○値差が発生しているため、小売事業者が経過措置対象となれば、**小売事業者が、JEPXから補填を受け取ることができる**。

## ( I - 5)「経過措置の対象は発電と小売の双方であるべきではないか」 との御指摘について③

### 4. 事業者間の協議の円滑化の観点からは、合理的に可能と考えられるかぎり、配慮を行うことが望ましい。

- (1) 上記を踏まえれば、発電事業者が得られる差益と、小売事業者が得られる補填については、「電気料金の最大限抑制」へつなげることを基本としつつ、両事業者間で協議されることが望ましいと考えられる。
- (2) しかしながら、事業者からは、
- ・経過措置を小売事業者のみに対して付与する仕組みを懸念する声や、
  - ・両者の利益の取扱いについて、考え方の整理を期待する声が、  
挙がっていることも事実。
- (3) 事業者間の協議の円滑化の観点からは、合理的に可能と考えられるかぎり、配慮を行うことが望ましいのではないか。

#### 【参考】 電源開発提出資料

「現行ルールの下では、連系線利用登録の主体は小売事業者となっているが、実際に利用しているのは発電事業者と小売事業者であり、経過措置の付与の対象としては、両者であるべき。」

#### 【参考】 関西電力提出資料

「電力システム改革の趣旨を踏まえると、紐付け見直しにより発電事業者に生じる利益については、小売電気事業者、ひいては電気のお客さまにも配分されることが重要であり、前回の検討会における事務局考察で示されたような利益配分の協議が円滑に進むよう、当該利益の配分の考え方を整理いただきたい。」

○経過措置は、小売事業者に対して付与することを基本としつつ、連系線利用登録に登録された契約の相手先との間で合意が得られる場合は、当該相手先に付与することも可能としてはどうか。

○また、経過措置の適切な運用の観点から、JEPX及び広域機関において、どのように考え方の整理を行うことができるか、検討を行うこととしたい。

## ( I - 6)「今後、新規電源投資が進まなくなるのではないか」 との御指摘について

### 1. 現行ルールが、新規投資を阻害してきた側面もあるため、一概に今後の投資が進まなくなるとはいえない。

(1)連系線利用ルールの見直しにより、現に連系線利用登録を行っている事業者は、新たに値差に相当する負担が発生することは事実。

(2)しかしながら、新規参入者は、本来、公平性・公正性が確保された競争条件であれば、競争力のある電源の投資ができたにもかかわらず、先着優先の下での容量登録が行えなかったために投資が実施されなかった場合や、値差に相当する負担のために損益分岐点を越えられなかったために投資が実施されなかった場合もあったと考えられるため、一概に、今後の電源投資が進まなくなるとはいえないと考えられる。

### 2. 間接オークション導入を含む一連の制度の見直しの影響も勘案する形で、国において、容量メカニズムの導入や設計について議論が行われることが期待される。

(1)しかしながら、本年4月の電源紐付けの廃止や、FIT制度の導入に伴う再エネの急増に加え、間接オークションを導入すれば、新規の電源投資意欲が損なわれるおそれがある点は、御指摘のとおりと考えられる。

(2)この課題については、既に国においても認識されており、中長期的な供給力の確保等の観点から、容量メカニズムに関する議論が行われているところであり、これら一連の制度の見直しの影響も勘案する形で、容量メカニズムの導入や設計が議論されることが期待される。

### 3. (P6のとおり、)容量メカニズムが導入されれば、いずれにしても、確実に投資回収の見通しに影響が及ぶところ、この時点で、経過措置の在り方については、抜本的な見直しが必要。

(1)P6の議論のとおり、容量メカニズムの具体的な仕組みが明らかとなった時点で、経過措置の在り方については、抜本的な見直しが必要になると考えられるのではないか。

○今後、国の容量メカニズムの制度設計において適切に議論が行われることが期待される。

○広域機関としても、積極的に議論に協力していくこととしたい。

## Ⅱ.「金銭的リスクを原契約と同等とする観点から、相対契約が存続するかぎり、経過措置が必要ではないか」との御指摘について

### 1. 金銭的リスクの変化があっても、直ちに事業者間の協議が困難とはいえない。

- (1) 先述のとおり、本年4月の計画値同時同量制に伴う電源紐付けの廃止により、金銭的リスクに対して大きな影響を及ぼす制度変更があったと考えられるところ、事業者間の協議を経て、現在に至っているものと考えられる。
- (2) このため、制度の見直しに応じ、金銭的リスクの変化があっても、直ちに事業者間の協議が困難とはいえない。

### 2. 経過措置期間を、仮に、原契約の存続の限り措置したとしても、困難な協議は不可避であると考えられる。

- (1) 前頁のとおり、間接オークションを導入すれば、発電事業者は電源差し替えによる差益を得て、小売事業者は経過措置による補填を受けることとなる。
- (2) 両者が得ることとなる追加収益は全く別物であり、前頁のとおり、市場環境によって、金額も異なる。このため、仮に、契約期間が存続する限り市場間値差の精算を受けられる措置を講じたとしても、事業者間の金銭的リスクが異なるため、困難な協議は不可避と考えられる。
- (3) ただし、経過措置期間が、原契約期間より短い場合は、事業者間の協議の困難性が高まることは御指摘のとおりと考えられる。
- (4) いずれにせよ、困難な協議が不可避であることを前提に、前頁のとおり、経過措置の適切な運用の観点から、JEPX及び広域機関において、どのように考え方の整理を行うことができるか、検討を行うこととしたい。

### 3. 原契約期間が超長期にわたる場合、特定負担者との公平性を確保できない。

- (1) 特定負担を行った者に対しては、一定期間、特定負担者でない者と比較して、優先的に電気を流すことを担保する方向性で議論を進めているところ。
- (2) 仮に、相対契約存続の限り、経過措置を付与することとすれば、相対契約が「電源存続の限り」等、期限の定めのない契約となっている場合、経過措置対象事業者が、特定負担者以上に優遇されてしまうこととなる(特定負担者に対して、電源存続の限り、権利又は地位を付与することとして、ようやく同等となる。)

○相対契約が存続するかぎり、経過措置を付与することは適切ではないのではないか。

## Ⅲ.「経過措置は不要ではないか」との御指摘について

**1. 現に連系線の利用登録を行っていない事業者は、既に金銭的負担が発生しており、間接オークションの導入により、不公平感が高まるため、経過措置は不要という主張は当然。**

- (1)「中間とりまとめ」の整理のとおり、現状、登録を行っている事業者と、行っていない事業者との間で、公平性の問題がある。
- (2)このため、このような登録を行っていない事業者は、現在も値差を負担しなければ連系線を利用できず、間接オークション導入後は、その不公平性が明らかな金銭的な形で発生することになるため、経過措置は不要という主張が挙げられることは当然といえる。

**2. 一方、上述Ⅰの論点のとおり、間接オークションの導入により、既存事業者やその契約先にとっては、確実に電源の投資回収に影響が及ぶため、経過措置が必要という主張も当然。**

- (1)電源投資の観点からは、本年4月の電源紐付けの廃止や、FIT制度の導入に伴う再エネの急増など、電源の投資回収に影響の及ぶ制度変更が行われてきた。とりわけ、電源紐付けの廃止は、電源が全く稼働できなくなってしまう可能性をも生じさせるものであり、電源の投資回収には極めて大きな影響が及んだと考えられる。
- (2)これらの環境変化に加えて、新たに間接オークションを導入することにより、事業者は、上記(1)ほどではないにせよ、市場間値差が発生する場合、値差に相当する負担を負わねばならなくなる。
- (3)とりわけ、大きな市場間値差が発生することが見込まれるエリア間の取引を行っている事業者や、起動停止、燃料調達、他の経済活動の状況その他の様々な事情により、マストラン的な運転を行わなければならない電源を運用する事業者にとっては、大きな金銭的な負担が発生し、電源の投資回収に影響が及ぶと考えられるため、経過措置が必要という主張が挙げられることも当然と考えられる。

## Ⅲ.「経過措置は不要ではないか」との御指摘について

**3. また、現に連系線の利用登録を行っている事業者は、現行ルールの下、半永久的に利用登録を行ってきた事実がある。このため、半永久的な経過措置を付さない限り、追加的な金銭的負担が発生する。**

- (1) また、現に連系線の利用登録を行っている小売事業者は、現行ルールの下、最長10年間、更には毎年の更新により、事実上、半永久的な利用登録を行っていることも事実。
- (2) この仕組みは、平成16年9月に、ESCJルールが制定されて以降、現在に至るまで継続してきたもの。少なくとも、広域機関において連系線利用ルールの検討が具体的に開始されるまでは、現に利用登録を行っている事業者は、今後も、従前と同様に連系線を利用できるという見通しを持っていたものと想定される。
- (3) しかしながら、間接オークションの導入により、現行ルールでは見えなかった恩恵が金銭的に明らかとなり、かつ、経過措置が終了すれば、その分の負担を余儀なくされることとなる(ただし、上記1に掲げる事業者は、現にこの負担を負っている点は、改めて留意が必要。)
- (4) このため、現に連系線の利用登録を行っている事業者は、間接オークション導入に伴い、半永久的な経過措置を付さないかぎり、従前ルール上は負う必要のなかった金銭的負担が発生することになる。

○間接オークションの導入により金銭的な負担が明確になるため、事業者の立場によって、主張が正反対となることは当然。

○このような大きなルールの見直しに当たっては、半永久的な経過措置を付すことも、全く経過措置を付さないことも、どちらも考えにくいのではないか。

## 論点2: どのような内容の経過措置とすべきか①

1. 経過措置の対象事業者は、経過措置期間中、間接オークションの仕組みの下、従来と等価な相対契約(差金決済契約)を締結することができる措置を講ずることが適当ではないか(⇒補論1)。

具体的には、以下のような権利及び責務を付与することとしてはどうか(※)。

- ・値差がマイナスとなる場合(市場価格が販売エリアで安く、購入エリアで高い場合)、値差相当の損失の補填が受けられる権利
- ・値差がプラスとなる場合(市場価格が販売エリアで高く、購入エリアで安い場合)、値差相当の収益を返還する責務

(※)PJMでは、このような商品は、Obligation型のFTRとして提供されている(⇒補論2)。

2. 新規の間接的送電権等の発行に当たっては、オークションを開催することが考えられる。しかしながら、これに  
応札する事業者の立場からは、参考とすべき情報がなければ、どのように応札したらよいか、見当もつかない  
という事態が想定される。

このため、以下のように、①間接オークション導入に伴う経過措置と、②新規の間接的送電権等の発行は、切り離して検討を行い、以下のように段階的に導入を行うこととしてはどうか。

- (1) 広域機関及びJEPXにおけるルール・システムの準備が整い次第、速やかに間接オークション導入(先着優先を廃止)する(必要準備期間は、別途議論。)
- (2) 間接オークション導入とともに、経過措置の適用を開始する。JEPXは、各連系線において、経過措置対象事業者に対して、どれだけのペイバックが発生したか等の情報を公開する。
- (3) JEPXは、上記(2)の情報も参考にして、商品設計等の準備を行い、準備が整い次第、新規の間接的送電権等のオークションを開催する。
- (4) 事業者は上記(2)の情報も参考に応札する。

## 論点2: どのような内容の経過措置とすべきか②

3. 公平性・公正性確保の観点、及び上記2. の観点からは、可能な限り速やかに、間接オークションを導入することが望ましい。

また、経過措置の対象事業者は、何らかの費用負担に応じてその対象となるわけではないため、これらの事業者が転売等により利益を得られる仕組みとすることは、そもそも適当ではないと考えられる。

このため、経過措置の対象事業者は、経過措置期間中、従来の連系線利用登録に準じた登録(但し直接的送電権ではない)を行い、この量が市場へ応札された場合に、事後的に、値差相当分が、JEPXとの間で精算される仕組みとしてはどうか(連系線利用ルールの見直しに伴う補償措置として位置付ける。)

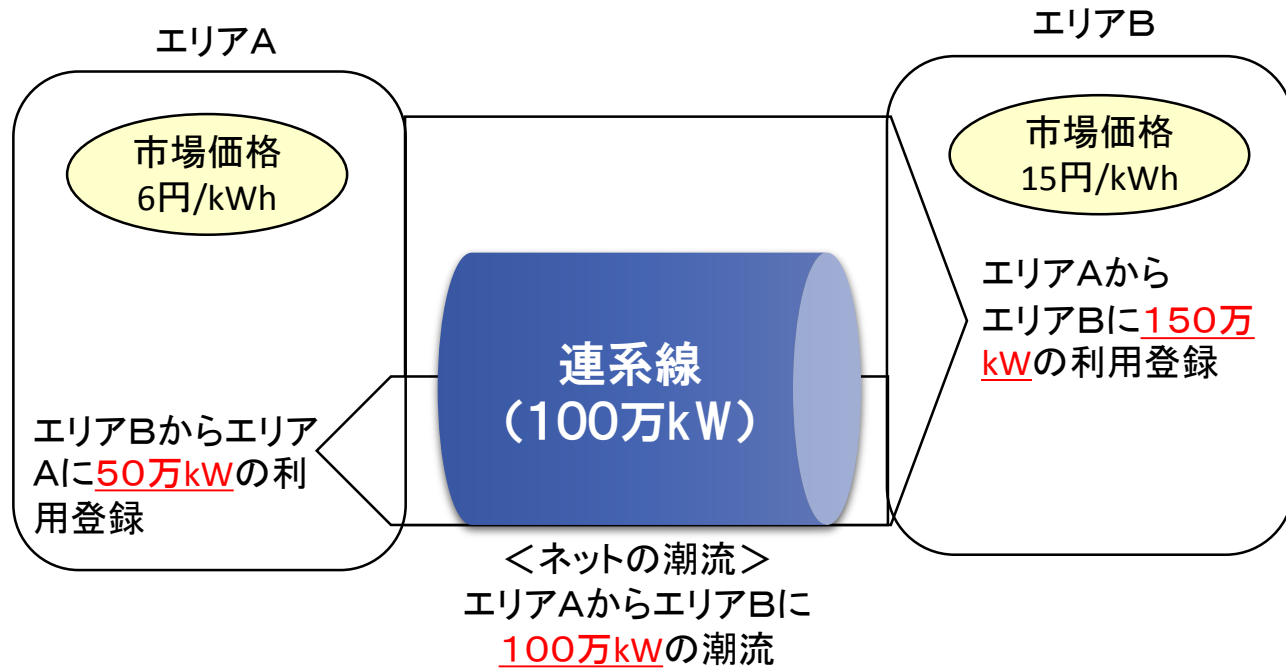
また、P18の整理のとおり、この経過措置は、原則として、現に連系線利用登録を行っている小売事業者を対象とするものの、連系線利用登録に登録された契約の相手先との間で合意が得られる場合は、当該相手先に付与することも可能としてはどうか。



## (補論1) 経過措置として「物理的送電権」(仮称)を付与する案について 25

1. 経過措置として、「物理的送電権」(仮称)を付与すべきとの議論がある。この場合、事業者は、従来の相対契約を見直すことすら不要となるため、現在の契約の存続を希望する事業者にとっては、魅力的な措置であると考えられる。
2. しかしながら、事業者は、間接オークションの仕組みの中でも、値差の精算が行われさえすれば、従来の相対契約と全く等価な契約を結ぶことができると考えられる。
3. また、経過措置が一定期間付与されることとなる場合には、事業者は、先述のとおり、いずれにせよ、契約の協議・見直しが必要となる。
4. さらに、市場の厚み確保の観点及び電源停止時等に生ずる空容量の合理的な管理の観点からは、経過措置事業者も、間接オークションの仕組みの中で取引を行うことが望ましい。
5. 加えて、この議論は、公平性・公正性を如何に確保するかという観点から議論を進めており、対外的な説明責任をより明確に果たしていくためには、排他的な位置付けを存置することは望ましいとはいえない。

**経過措置としては、「物理的送電権」(仮称)を付与するのではなく、間接オークションの中で、従来と等価な取引を可能とする措置(値差の精算)を講ずることが適当と考えられる。**



小売に経過措置を付与、10円固定価格の差金決済契約が存在する場合

